

相模原市監査委員公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき株式会社
ウィッツコミュニティ及び環境経済局環境共生部環境政策課の監査を行ったので、
同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年10月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

平成30年7月4日から同年10月24日まで

(2) 監査委員による監査実施日

平成30年10月25日

3 監査の対象

(1) 対象施設

相模原市立環境情報センター(以下「センター」という。)

(2) 指定管理者

株式会社ウイツココミュニティ(以下「ウイツココミュニティ」という。)

(3) 市所管課

環境経済局環境共生部環境政策課

(4) 対象年度

平成29年度及び平成30年度。ただし、必要に応じて平成28年度以前分を対象とした。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 指定管理者 指定管理業務に係る出納 その他の事務	施設の設置目的を達成できないリスク 指定管理業務	ア 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適

	<p>に係る出納が適正に行われないリスク</p> <p>協定書に規定された業務が適切に行われないリスク</p>	<p>切に行われているか。</p> <p>(ア) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。</p> <p>(イ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。</p> <p>(ウ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。</p> <p>(エ) 経費節減は図られているか。</p> <p>ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。</p> <p>エ 利用促進のための努力はなされているか。</p> <p>オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</p> <p>カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p>
<p>(2) 市所管課 指定管理者 に対する財務 に関する事務</p>	<p>指定手続が適正に行われないリスク</p> <p>指定管理者に対する指導が適</p>	<p>ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</p> <p>イ 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。</p> <p>ウ 協定書等には、必要事項が適正</p>

	<p>切に行われない リスク</p> <p>指定管理料の 支出が適正に行 われないリスク</p>	<p>に記載されているか。</p> <p>エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</p> <p>オ 事業報告書の点検は適切になされているか。</p> <p>カ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p>
--	--	---

5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、ウイツコミュニティ及び環境政策課に次の方法を用いて調査を実施した。なお、調査に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 指定管理者 各種規程類、預金通帳、総勘定元帳、相模原市立環境情報センター利用承認等申請書(学習室及び活動室)、相模原市立環境情報センター利用料金領収書(控え)(以下「利用料金領収書(控え)」という。)等

イ 市所管課 相模原市立環境情報センターの管理に関する協定書(以下「協定書」という。)、支出負担行為書、支出命令書、精算命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

平成30年8月15日にセンターにおいて、現金等の管理状況及び市所有備品の管理状況について調査を実施した。

(4) ヒアリング

平成30年10月4日にセンター長及び環境政策課長等に対してヒアリン

グを実施し、見解を聴取した。

6 センターの概況等

(1) 所在地

相模原市中央区富士見1丁目3番41号

(2) 開館年月日

平成18年4月1日

(3) 主な施設

環境情報コーナー、エコギャラリー、学習室、活動室

(4) 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(5) 平成30年度指定管理料

指定管理料 24,810,000円

支出済額 12,810,000円(平成30年8月末日現在)

(6) 組織(平成30年4月1日現在。指定管理者作成資料から作成)

職員9人 <内訳> センター長 1人、副センター長 1人、
その他職員 7人(正規職員2人、パート職員5人)

(7) 指定管理者が行う業務の範囲

相模原市立環境情報センター条例(平成17年相模原市条例第126号。

以下「条例」という。)第26条において、次のとおり定められている。

ア センターの休所日を定めること、休所日を開所日とすること、及び利用できる時間の変更に関する業務

イ センターの施設の利用の承認、利用の制限、利用の承認の取消し等に関する業務

ウ センターの学習教材の貸出しの承認に関する業務

エ 団体の登録及び登録団体の登録の取消しに関する業務

オ 特別な設備等の使用等の承認に関する業務

カ 入所の制限等に関する業務

キ 販売行為等の許可に関する業務

ク 条例第19条第2項の規定による原状回復に係る事務の執行及びこれに要した費用の徴収に関する業務

ケ 市民等の環境保全意識の向上を推進するための事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

コ センターの施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

サ アからコまでに掲げるもののほか、センターの管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

(8) 管理経費の収支状況

協定書第18条第2項の規定に基づき平成30年4月30日付けで市に提出された平成29年度の事業報告書に記載されたセンターの管理経費の収支の状況(以下「収支決算書」という。)の概要は、次表のとおりである。

収支決算書 < 抜粋 >

(単位：円)

科 目	予 算	決 算
指定管理料	24,810,000	24,798,600
施設利用料金	800,000	677,550
事業実施収入	200,000	0
雑収入	40,000	136,392
収入合計	25,850,000	25,612,542
給料	3,847,000	10,769,398
福利厚生費	2,000,000	2,019,906
賃金	12,330,000	2,678,492
人件費計	18,177,000	15,467,796
消耗品費	350,000	181,909
印刷製本費	300,000	125,280
備品購入費	300,000	464,558
光熱水費	30,000	0
食糧費	0	0
旅費交通費	100,000	1,020
修繕費	60,000	48,600
通信運搬費	900,000	495,413
手数料	20,000	13,456
保険料	100,000	116,645
委託費	20,000	3,655,903
使用及び賃借料	930,000	708,987
研修費	100,000	44,879
会議費	140,000	143,202

公租公課	0	7,200
雑費	5,000	0
管理運営費計	3,355,000	6,007,052
消耗品費	393,000	87,822
印刷製本費	450,000	381,807
保険料	230,000	3,850
広告料	200,000	487,870
報償費	900,000	663,845
備品購入費	250,000	290,434
委託料	0	0
会議費	30,000	82,649
旅費交通費	400,000	319,407
通信運搬費	100,000	20,677
使用及び賃借料	120,000	161,670
新聞図書費	240,000	118,797
事業費計	3,313,000	2,618,828
本社管理経費	920,000	1,520,000
予備費	85,000	0
支出合計	25,850,000	25,613,676

(9) 会計処理の記録手順

調査時点におけるセンターの会計処理の記録の手順は、おおむね次のとおりである。

ア 収入については、センターが施設利用料金等(施設利用料金及びセンターにおいて現金で収納する複写費用等の雑収入をいう。以下同じ。)の窓口での収納及びそれに伴う現金の預入を行っており、当該預入口座の通帳はウイツコミュニティ本社(以下「本社」という。)が管理していた。また、指定管理料並びに振込払の施設利用料金及び雑収入については、振込口座の通帳により本社が管理していた。

イ 支出については、センターは発注等を行うが、全ての支払は本社が行っていた。

ウ センターでは、施設利用料金等の収入についての利用料金領収書(控え)等の帳票記録及び本社から提供された収支についての記録により、市販の会計ソフトウェアを用いて不定期に会計処理の記録を行っていた(センターにおける当該記録を以下「センター会計資料」という。)

エ センター会計資料を基に、収支決算書が作成されていた。

第2 監査の結果

1 ウイツコミュニティ

指摘事項

- (1) 指定管理業務に係る出納事務について、収支決算書、月次報告(協定書第18条第1項の規定に基づき市に提出した報告書をいう。以下同じ。)並びに平成30年5月分の収入及び支払の内容を、センター会計資料、現金預入口座等の通帳、本社の仕訳一覧表及び総勘定元帳その他の書面等と照合し、調査したところ、次のような事例が見られた。

ア 収支決算書について

- (ア) 施設利用料金等について、センター会計資料に基づく収入金額と通帳の入金記録が一致していることが確認できなかった。さらに、センターに現金受払簿(日ごとの現金の出納を記録するための帳簿をいう。以下同じ。)が備えられていなかったため、センター会計資料の収入金額の記録そのものが正確であることが確認できず、センター会計資料に基づく収支決算書の計数が正確であることも確認できなかった。
- (イ) 施設利用料金等以外の雑収入について、平成29年9月から平成30年2月までの6か月分の自動販売機手数料が収支決算書に反映されていなかった。
- (ウ) 消耗品費、備品購入費、報償費等について、総勘定元帳の記録に対し、センター会計資料には、90,202円が二重に計上されており、2,591円が三重に計上されていたが、センター会計資料と収支決算書は一致していた。
- (エ) 平成29年度に実施した事業に係る報償費2件及び旅費交通費1件が平成30年度のセンター会計資料に記載されており、収支決算書に反映されていなかった。
- (オ) 福利厚生費の内容を確認したところ、決算額と一致していなかった。
- (カ) 予算額と決算額のかい離が大きいことから委託費について調査したところ、ITコンサルタント2名に対するコンサルタント料として3,610,415円が支払われていたが、当該コンサルタント料の積算根拠が不明確であつ

たため、センター会計資料の記録が正確であることが確認できなかった。

イ 平成30年4月分及び5月分の月次報告について

(ア) 4月分及び5月分の施設利用料金の現金入金額が、センター会計資料と一致していなかった。

(イ) 5月分の施設利用料金の振込入金額が、振込口座の通帳記録と一致していなかった。

ウ 平成30年5月分の収入及び支払事務について

(ア) 自動販売機手数料収入1件について、振込口座の通帳の入金記録及び本社の仕訳一覧表の記録があるが、センター会計資料への記録が確認できなかった。

(イ) 傷害保険料ほか9件の支払について、本社の仕訳一覧表の記録及び請求書等があるが、センター会計資料への記録が確認できなかった。

(ウ) 講師謝礼2件について、所得税法(昭和40年法律第33号)等に定める源泉徴収が行われていなかった。

(2) センターにおける現金の管理状況を調査したところ、次のような事例が見られた。

ア 協定書第17条において指定管理者が整備しなければならないと定められている、現金の管理に関する規定等が整備されていなかった。

イ 現金受払簿が備えられていなかった。そのため、収納した施設利用料金等の銀行口座への預入ごとの内訳が不明確であった。さらに、平成30年8月15日にセンターにおいて現金の在高を確認するため、利用料金領収書(控え)等の帳票記録と照合せざるを得なかったが、帳票記録と一致せず、現金の在高の根拠が確認できなかった。

ウ 銀行口座への預入が不定期であり、平成30年度においては、平成30年5月12日から同年7月3日までの約50日間、預入が行われていなかった。

(3) 備品の管理状況を調査したところ、協定書第42条第4項において指定管理業務に係る会計の中で購入された物品は市の所有に属するものとされ、指定管理者は市に物品を取得した旨の報告をすることが定められているが、平成29年度に購入したノートパソコン4台、タブレット端末4台、モニタ2台及び掃除機1台の全てについて、物品を取得した旨の市への報告が確認できなかった。

今回の監査は、センターの指定管理業務に係る出納事務において、収入及び支出のいずれも正確であることに疑念を抱かざるを得ない状況が見られたことから、出納関係帳簿類及びそれに基づく収支会計経理について集中的に調査せざるを得なかった。

その結果、現金管理に関する規程等や現金受払簿の未整備をはじめ、不適正な会計処理が多数見られ、市に提出した収支決算書並びに平成30年4月分及び5月分の月次報告の内容が正確であることが確認できなかった。

センターを適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定める協定書において、指定管理者は、センターを常に良好な状態に保ち、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならないこと及び適正かつ確実に管理業務を行わなければならないことを定めている。

しかしながら、ずさんな事務処理の結果、指定管理者が行うべき基本的な業務である収支会計経理の適正な執行を怠り、市に対し、不適正な収支決算書等を提出していたことは、協定書に定める事項を適正かつ確実に履行しているとは言い難い。

センターの指定管理者として、本社における処理を含めた収支会計経理の手順を明確にするとともに、現金の管理に関する規程等及び独立した会計に係る帳簿を整備し、適正な会計事務を執行されたい。また、改めて協定書等の内容を十分に理解し、市への適時かつ適切な報告を行うなど、管理業務の適正かつ確実な執行に努められたい。

2 環境政策課

指摘事項

指定管理業務において、協定書の遵守は業務の基本である。協定書第4条第1項には「指定管理者は、管理業務に関する経理を明らかにするため、独立した会計を設ける」ことを、また第15条第1項には「指定管理者は、第4条第1項に規定する独立した会計に係る帳簿を備え付けなければならない」ことを定めているにもかかわらず、現金管理に関する規程等や帳簿の未整備をはじめ、不適正な会計処理が多数見られたことは、経理を明らかにするための独立した会計が設けられているとは言い難い状況である。その結果として、市が受領した月次報告及び収支決算書の内容が不適正であった。また、協定書に定める指定管理

者が物品を取得した旨の報告を市は受けていなかった。

地方自治法第244条の2第10項においては、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」とされており、協定書第19条第2項においても、市は、検査又は実地調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる旨を定めている。

センターの指定管理業務を所管する立場として、センターの設置目的を効果的に達成するため、協定書に基づく必要な指示を行うとともに、指導等を徹底することにより、指定管理業務の適正性の確保に努められたい。

第3 意見

1 指定管理業務における収支予算書の変更に係る協議について

協定書第6条第1項においては、指定管理者は会計年度ごとに年間事業計画書及び収支予算書を市に提出し、市の承認を得なければならない旨が、また同条第2項においては、年間事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定する旨が定められている。

市に提出された平成29年度に係る収支予算書及び収支決算書を確認したところ、決算額が予算額を上回っている科目が散見され、予算額は2万円であったところ、決算額が365万円となっている管理運営費に係る委託費など、予算と決算のかい離が大きいものも見受けられた。しかしながら、人件費を含めた管理運営費と、事業費とを大別した中で、その枠を超えて支出を行う場合には、協議を行うことが市と指定管理者間で合意されていたことから、収支予算書の変更に係る協議は行われていなかった。

指定管理者制度導入施設の運営は、基本的には指定管理者に委ねられているところであるが、公の施設の設置者としての責務を果たす必要があることから、市は指定管理者との連携を密にし、必要な協議等を適時かつ適切に行うことにより、管理経費の適正な執行を図られたい。

併せて、収支予算書の変更など協定書に基づく協議の対象となる事項の範囲を相互に確認した場合や、当該協議を行った場合には、その内容を明確にし、透明性の確保を図られたい。

2 モニタリングにおける成果指標について

相模原市立環境情報センター管理業務仕様書においては、成果指標と年度ごとの目標を定めており、成果指標は「事業参加者人数」及び「事業参加者目標人数」により算定することとなっている。事業参加者目標人数については、市と指定管理者で協議して定めるものとされており、各事業に係る市の広報紙への掲載依頼時に、募集人数又は参加見込人数の報告を指定管理者から受け、協議により設定していた。

成果指標は、指定管理者が実施した事業等によりもたらされた成果を客観的に評価できるよう数値化するもので、指定管理者選考委員会によるモニタリングにおける評価の指標の一つとなるものである。成果指標に基づく客観的な評価や検証が求められることから、事業参加者目標人数の設定に当たっては、協議の経過を記録するなど、公平性、透明性の確保に努められたい。

3 指定管理者制度導入施設における会計について

今回の監査においては、指定管理業務に係る収支会計経理について集中的に調査せざるを得なかったが、現金管理に関する規程等や帳簿の不備に対する指定管理者の認識の欠如はもとより、収支決算書の内容が適正性を欠いていたという、指定管理者制度における会計そのものの信頼性が損なわれかねない大変遺憾な状況であった。

市では、本年度末に現在の指定期間が終了する施設について、平成31年4月以降の指定管理者を募集するに当たり、民間の能力を活用しつつ最大限に市民サービスの向上や経費の節減を図るため、本年5月に制度運用方法の見直しを行ったところである。

今後は、指定管理業務の点検・指導やモニタリングの在り方の再検討を行うなど、指定管理業務の適正性の確保を図られたい。